

令和3年3月1日

川重岐阜サービス株式会社 一般事業主行動計画（第三期）

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日の5年間

2. 内容

目標1：男性、女性ともに積極的に育児に参加できる環境を整備し、育児休業取得状況を次の水準とする。

○男性従業員：計画期間内に1人以上取得すること。

○女性従業員：取得率を90%以上とすること。

<対策> 令和3年4月1日～

- 男性従業員も育児休業や育児関連制度を取得、利用できることについて社内掲示板を通じて再徹底する。
- 従業員本人又は、配偶者の出産時期が近付いてきた場合に、会社の総務部門に届け出ることで、育児支援措置について相談を受けられる体制を継続する。

目標2：育児・介護等の事由による積立休暇の時間単位での使用を可能にする。

<対策> 令和3年4月1日～

- 小学校卒業前の子を養育する従業員が、育児・介護事由による遅刻・早退について会社が認めた場合、同一暦月内に限り積立休暇を時間単位で取得できるようにする。

以上